

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

★外国元首・祝賀使節等の来日に伴う飛行制限区域の設定等について

今般、多数の外国元首・祝賀使節等が、即位礼正殿の儀等挙行に際して来日することに伴い、国際テロ等の厳しい情勢を踏まえ、航空機によるテロ防止対策の一環として、以下のとおり航空法第80条に基づき飛行制限区域を設定しましたので、お知らせします。

期間：10月21日午前0時から10月25日午前0時までの間（変更の場合はノータムにより公表します）

区域：皇居を中心とする半径25海里（約46km）の円内

現在有効な飛行制限区域の設定に関する航空情報

- ・AIP SUP NR148/19（航空路誌補足版）
- ・RJTD0346/19（ノータム）

○航空局ホームページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku10_hh_000172.html

また、このほか、警察当局からの要請に基づき、小型航空機の飛行自粛等を要請するノータムを発行していますので、同内容を踏まえ適切に運航されますようよろしくお願いいたします。

なお、儀式の延期等に伴う航空情報（ノータム）の発出や変更など、引き続き飛行前には有効な航空情報（ノータム）を十分に確認の上、その内容を踏まえ適切に運航されますようよろしくお願いいたします。

現在有効な飛行自粛等を要請するノータム

- ・RJAA1251/19

国土交通省 航空局 安全部運航安全課
MAIL : hqt-kogataki@ml.mlit.go.jp
TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）
小型機安全担当
